

受付 番号	種 目 番 号	連 絡 先	委託担当 こども青少年局保育対策課 担当者名 星 真弓 電 話 671-4469
----------	---------	-------	--

設 計 書

1 委 託 名 保育所施設等データ収集・入力業務人材派遣契約

2 履 行 場 所 仕様書のとおり

3 履行期間 期間 令和4年4月1日 から 令和4年7月31日 まで
又は期限 期限 令和 年 月 日 まで

4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項 この契約による業務を処理するための個人情報の扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。本件は緊急雇用創出事業の一環として実施するため、別記「緊急雇用創出事業共通仕様書」に定めた内容を遵守すること。

6 現 場 説 明 不要
要 (月 日 時 分 場所)

7 委 託 概 要 保育所施設等のデータの収集・入力業務等の人材派遣を行なう。

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む。

8 部 分 払

す る (4回以内)

しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
データ収集・入力事務等	4月	(600.0)	時間			
〃	5月	(570.0)	時間			
〃	6月	(660.0)	時間			
〃	7月	(600.0)	時間			

時間外勤務は想定しておらず見込みません

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む。

委 託 代 金 額

内 訳 業 務 価 格 ¥ (_____ . -)

¥ (_____ . -)

消費税及び地方消費税相当額

¥ (_____ . -)

内 訳 書

名 称	形状 寸法等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
データ収集・入力事務等		(2,430.0)	時間			
小計						
消費税及び地方消費税相当額						
合計						
以下余白						
時間外勤務は想定しておらず見込みません						

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

仕 様 書

1 総則

横浜市（以下「甲」という。）及び労働者派遣を行なう事業主（以下「乙」という。）は、労働者派遣契約に関し、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）」等を遵守し、この仕様書及び緊急雇用創出事業共通仕様書に従い、契約を履行しなければならない。

2 契約等の担当課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市こども青少年局保育対策課 電話 045-671-4469

3 派遣労働者の就業場所

こども青少年局保育対策課

4 業務内容

(1) 保育所等データ収集・入力業務

ア 保育所等施設に関する資料（スキャンデータ等含む）のデータ入力作業

イ 保育所等施設の利用申請者に関する資料（スキャンデータ等含む）のデータ入力作業

ウ データの確認作業

エ 入力したデータ等に基づく基礎的な集計作業

オ インターネットやウェブ上の検索フォーム（googleマップ等）を用いた基礎的な調査作業

カ 上記作業に関連した資料のファイリング・データ整理作業

キ データに不備がある場合等における保育所等施設に対する電話での問い合わせ業務

(2) その他、上記作業に付随する業務及び横浜市職員の指示による事務作業

5 派遣期間及び派遣人員

(1) 派遣期間

令和4年4月1日から令和4年7月31日まで

(2) 派遣人員

4名を配置する。

ただし、業務に従事する派遣労働者は、1人の業務を複数名（原則2名）により、従事させることができ、派遣期間を通じて同一の者とするが、乙及び派遣労働者の都合によりやむを得ず派遣労働者の交替が必要となった場合、事前に甲と協議のうえ、代替派遣労働者を速やかに配置すること。

6 就業日

5で定めた派遣期間のうち、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日とし、日曜日を法定休日とする。

なお業務の都合により派遣期間開始前までに通知した日を就業しない日とすることができる。

7 就業時間

午前 8 時45分から午後 5 時15分まで

8 休憩時間

正午から午後 1 時まで

9 一日あたりの労働時間等

(1) 拘束時間 8 時間30分

(2) 休憩時間 1 時間

(3) 実働時間 7 時間30分

10 時間外労働

なし

11 交通費

就業場所への通勤に要する交通費はすべて受託者が負担すること。

12 派遣労働者の配置

(1) 乙は受託に係る業務を処理するため、次に該当する者（以下「派遣労働者」という。）を甲の指定する場所に配置し、業務に従事させなければならない。なお派遣労働者の雇用にあたっては特に別記「緊急雇用創出事業共通仕様書」に定めがあるため、あわせて確認すること。

ア 業務の公共性を十分理解し、法規に従い公正に業務を行える者

イ 就業時間中は職務に専念し、良好な勤務態度を持続できること（無断離席・私語の禁止）

ウ 挨拶・報告・連絡・相談等はもちろん、電話での受け答えに必要なコミュニケーション能力を有すること

エ ウェブブラウザを利用したインターネット検索やMicrosoft社のWord、Excelの基本的な操作ができる者（例：Word での複数頁の文書の作成、Excel を利用した表やグラフの作成）

(2) 乙は前号の派遣労働者の居住区、氏名及び前号のイからウに関する内容を文書であらかじめ甲に提出しなければならない。派遣労働者に変更があった場合も同様とする。

(3) 派遣労働者は出勤時間及び退庁時間について、文書により毎日、横浜市職員に報告し、確認を受けること。

(4) 次の事項に該当するとこども青少年局保育対策課長が判断した場合は、乙の責任で派遣労働者を遅滞なく交替させること。

ア 4に定めた業務を行うことができないとき。

イ 業務執行にあたって誤りが多いとき。

ウ 勤務を懈怠するとき。

エ 不適切な言動があるとき。

13 派遣労働者の心構え

- (1) 乙が配置する派遣労働者は、業務遂行にあたって、職務の公共性、重要性を十分自覚し、横浜市職員に準ずる心構えで対応するものとする。
- (2) 乙が配置する派遣労働者は、電話での問い合わせ等にあたって、特に言葉遣い等は親切・丁寧に行うこととする。

14 責任者の選定

甲及び乙は、契約締結時に責任者を1名選任するものとする。

15 勤怠管理

乙は、就業時間前にその日の欠勤・遅刻する者を甲に報告するものとする。

また、乙は月毎に勤務実績の把握を行い、甲に翌月の10日までに報告するものとする。

16 指揮命令者

派遣労働者の指揮命令は、こども青少年局保育対策課長が行うこととする。ただし、当該指揮監督者が指名する横浜市職員が指揮監督を代行することができる。

17 派遣労働者からの苦情の処理

(1) 苦情の申し出を受ける者

甲及び乙は、契約締結時に派遣労働者からの苦情の申し出を受ける者を1名選任するものとする。

(2) 苦情処理方法及び連携体制等

ア 甲及び乙における第17項(1)で選任された者が派遣労働者から苦情の申し出を受けたときは、直ちに、第14項で選任された甲又は乙の責任者に連絡することとし、当該甲又は乙の責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

イ 甲及び乙は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。

18 乙の責務

乙は業務の公共性、重要性に鑑み、派遣労働者に対して雇用者としての責務を履行し、また、適正かつ良好な労働条件の確保に努めなければならない。

19 個人情報及び機密の取扱い

乙及び派遣労働者は、業務において知り得た個人情報及び機密その他の情報を他に漏洩してはならない。

特に個人情報の取り扱いについては、十分留意し、漏洩、滅失、毀損の防止、その他適切な管理に努め、乙は、個人情報保護のための必要な規定の整備、従業員教育等個人情報を保護するための必要な措置を講ずること。また、派遣労働者の終業時間外及び本契約終了後も同様とする。

その他、この契約による業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報

報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

また、個人情報の漏洩等の行為には、横浜市個人情報保護条例に基づく罰則が適用される場合があること。

20 事務打合せの実施

甲及び乙は必要に応じて事務打合せを行い、円滑な事務処理に努めなければならない。

21 派遣労働者の研修

(1) 乙は受託に係る業務を円滑に行うため、派遣労働者に対して次の事項に留意した事前研修を行うこと。

ア 業務の公共性を理解させること。

イ 守秘義務を理解させること。

(2) 甲は乙の行う事前研修の実施状況、習得度合を検査できることとする。

(3) 甲は業務を円滑に行うため、派遣労働者に対して次の研修を行うこととする。

ア 関係法令等業務に必要な知識。

イ 端末操作に必要な知識及び技術。

22 履行状況の確認

甲と乙は派遣期間中、仕様書の定めるところにより、業務の履行状況について、相互に確認しなければならない。

23 事故の発生の報告

乙は業務遂行にあたり事故が発生したときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

24 その他

(1) データ等の適正な管理

乙及び派遣労働者は、データ等その他業務の履行に必要な書類等の授受、処理、保管その他管理にあたっては、漏洩、滅失、毀損等を防止し、その適正な管理を図らなければならない。

本業務を行うために必要となる本市所有の資料・情報等については、必要に応じて乙に貸与する。なお、資料・情報等については、本市の承認を受けずに外に持ち出してはならない。

(2) この仕様の詳細については、甲との協議により決定し、乙の負担においてこれを処理する。

また、明記されていない事項にあっても、当然必要と認められる事項については、甲の指示により、乙の負担においてこれを処理する。なお、途中で仕様を変更する必要がある場合は合理的な範囲内でこれを変更することができることとする。

(3) 甲は乙の配置する派遣労働者の福祉増進のための便宜供与について、乙と協議のうえ行なうこととする。

(4) 自己の雇用する派遣労働者以外の派遣禁止

乙は、自己の雇用する派遣労働者以外を甲に派遣してはならない。

(5) 労働・社会保険の適用の促進

乙は、労働保険及び社会保険の加入基準を満たす労働者を派遣するときは、全て加入させてから派遣すること。

(6) 許可書の明示

乙は、甲に対して契約時に「労働者派遣事業」の許可証を明示すること。

(7) 執務室への入室に関する注意事項

乙及び派遣労働者は、執務室へのデジタルカメラ、USBメモリー等電子機器の持込を禁止する。手荷物等は、甲が指定する保管場所等に保管すること。

(8) 名札の準備

乙は、派遣労働者の名札及び着用のためのストラップ等を準備し、派遣労働者が名札を着用できるようにすること。

(9) 契約の履行の一時中止等

令和4年度予算が横浜市議会において議決されなかったとき、甲は、横浜市契約規則等の規定に基づき、契約の履行の一時中止又は履行期間の短縮等の措置をとることができるものとする。

(10) この仕様書に定めのない事項については、労働者派遣法、横浜市契約規則等の定めるところによるほか、必要に応じて甲及び乙は信義誠実の原則に従い協議して定める。

個人情報取扱特記事項

(平成27年10月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市(以下「委託者」という。)がこの契約において個人情報(特定個人情報を含む。以下同じ。)を取り扱わせる者(以下「受託者」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等(特定個人情報を取り扱わせる者にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例を含む。以下同じ。)を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は個人情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、管理責任者を特定し、委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、第1項の目的を達成するため、個人情報を取り扱う場所及び個人情報を保管する場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による事務の処理に従事している者に対し、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外に利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するにあたって委託者から提供された個人情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下「資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、事務を効率的に処理するため、受託者の管理下において使用する場合はこの限りではない。

(作業場所の外への持出禁止)

第7条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等(複写及び複製したものを含む。)について、作業場所の外へ持

ち出してはならない。

(再委託の禁止等)

第8条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報から自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2 受託者は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う事務を第三者（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うものとする。

3 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、受託者及び再受託者がこの規定を遵守するために必要な事項並びに委託者が指示する事項について、再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、前項の約定において、委託者の提供した個人情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による事務のために収集した個人情報を更に委託するなど第三者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

(資料等の返還)

第9条 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(報告及び検査)

第10条 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 受託者は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修の実施及び誓約書の提出)

第12条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに従事者が負うべき横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。

2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、再受託者に対し、前項に定める研修を実施させ、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を受託者に提出させなければならない。

3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第13条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による事務を処理するために受託者又は再受託者が取り扱う個人情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。

年 月 日

(提出先)

横浜市長

(提出者)

団体名

責任者職氏名

研修実施報告書

横浜市個人情報の保護に関する条例第17条第1項の規定に従い、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙個人情報保護に関する誓約書(様式1)(全 枚)のとおり提出いたします。

引き続き個人情報の漏えい等の防止に取り組んでいきます。

緊急雇用創出事業共通仕様書

1 新規に雇用する失業者等について

(1) 新規雇用の失業者等について

市内在住者で新型コロナウイルス感染症の影響により、解雇、雇い止め、内定取り消し等、職を失った方や就労機会が減少した方（収入が減少した方も含む）を新たに雇用すること。なお、雇用形態については、正規・非正規を問わず、対象とする。

※ この事業において「失業状態等」とは、次のいずれかの状態

- ア 公共職業安定所に求職申込を行っており、紹介されればすぐに就職できる
- イ その他の方法（民間職業紹介機関、求人情報誌の活用等）で求職活動を行っており、紹介されればすぐに就職できる
- ウ 就業機会が減少している

(2) 新規雇用者の募集について

新規雇用の失業者等の募集にあたっては、公共職業安定所への求人申込みや、失業者等が容易に知り得るようホームページ等で公開し募集すること。

(3) 「失業状態等」であることの確認方法について

次のいずれかの書類（複数可）を応募者から提出させ確認すること。この際、応募者に対して事業の趣旨を説明し、委託業務の検査等において提出した書類が閲覧される可能性がある旨を伝え、了承を得ること。

- ア 雇用保険受給資格者証の写し
- イ 離職票の写し
- ウ 公共職業安定所へ求職申し込みを行った際の求職受付票の写し
- エ 廃業届の写し（元自営業者の場合）
- オ 令和2年1月以降の給与明細書の写し
- カ その他、失業状態又は就業機会が減少していることの申立書（任意の様式）

2 事業費に占める人件費及び雇用者数の割合について

事業費に占める全労働者の人件費割合が概ね7割以上を目標とし、やむを得ない事情がある場合でも最低5割の確保、かつ事業を実施するにあたり、事業に従事する全労働者に占める割合の5割以上を解雇、雇い止め、内定取り消し等、職を失った方や就業機会（収入）が減少した方で市内在住者を新たに雇用すること。

※1 確保する人件費（比率）の考え方

税抜き同士で比較：人件費（実際に負担する額）／契約金額（税抜き）

又は

税込み同士で比較：人件費（実際に負担する額×110%）／契約金額（税込み）

※2 ※1の「人件費」は、今回の委託業務に従事する全労働者の人件費で、本人に支払われる給与、通勤手当、賞与及び退職手当等の諸手当、社会保険料の事業主負担分等が含まれる。また、専属的に従事していない者の人件費は、日数で案分する等で算出すること。

※3 新規雇用失業者等の割合の考え方

本事業に従事する全労働者数×5割 ≤ 新たに雇用した人数

3 会計帳簿類等の整備について

勘定元帳、現金出納簿等の会計関係帳簿類や出勤簿、賃金台帳、勤務日報等の労働関係帳簿類を整備すること。

4 関係資料等の作成

該当事業の契約締結後、速やかに「新規雇用等計画書【様式1】」を、また、事業終了後10営業日以内に「実施状況報告書【様式2】」を提出すること。

5 雇用状態等の確認について

労働者数の状況、新規雇用失業者等の状況について実施状況報告書【様式2】を提出する際には、根拠となる資料（賃金台帳や出勤簿など）を提示すること。

6 雇用期間終了後のアンケート等の実施

当該事業終了後、当該事業において雇用した失業者等に対するアンケート等を本市が実施する場合、受託者はこれに協力すること。

7 委託費の返還等について

当該事業において、第1項に定める新規雇用の失業者等の取扱いや、第2項に定める事業費に占める人件費及び雇用者数の割合等を達成出来なかった場合は、事業の停止、委託契約額の一部または全部について返還を求める場合がある。

様式1

令和4年度 緊急雇用創出事業 新規雇用計画書

事業名		事業者名		提出日	
-----	--	------	--	-----	--

1 事業費

区分	事業費総額	うち人件費	割合	うち新規雇用者の人件費
税抜き	円	円		円
税込み	円	円		円

2 労働者数

事業に従事する全労働者数	新規雇用者数	割合	その他の労働者数
人	人		人

※ 委託事業の契約締結後に提出すること。

令和4年度 緊急雇用創出事業 実施状況報告書

事業名		事業者名		提出日	
-----	--	------	--	-----	--

1 事業費

区分	事業費総額	うち人件費	割合	うち新規雇用の人件費
税抜き	円	円	/	円
税込み	円	円		円

2 労働者数

事業に従事する全労働者数	新規雇用者数	割合	その他の労働者数
人	人		人

○新規雇用の失業者等の内訳

(1) 男女別 (合計が「新規雇用者数」と一致していることを確認すること。)

男性	女性	合計
人	人	人

(2) 現在の状況に至った経緯 (合計が「新規雇用者数」と一致していることを確認すること。)

解雇	雇止め	内定取消	就業機会の減少	その他()	合計
人	人	人	人	人	人

(3) 雇用前の状況別 (合計が「新規雇用者数」と一致していることを確認すること。)

正規雇用社員	派遣社員	契約社員	パート・アルバイト	嘱託	自営業	学生	その他()	合計
人	人	人	人	人	人	人	人	人

(4) 年齢層別 (合計が「新規雇用者数」と一致していることを確認すること。)

15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55歳以上	合計
人	人	人	人	人	人

※ 事業終了後に報告すること。